三宿池尻ちく通信

発行月：令和４年２月
発行者：社会福祉協議会　池尻地区事務局

社会福祉協議会ってなに？？

社会福祉法第 109 条に基づき「地域福祉の推進」を目的として全国の都道府県、市町村に設置された、社会福祉法人格の民間団体です。「社協」の略称でも知られています。



「地域福祉」ってどういう意味？

障害があっても、高齢になっても、どんな状況にあっても「住み慣れた町で自分らしく、安心して暮らす」ことは、だれもがもつ共通の願いだと思います。すべての人が家族や地域の人々、友人などと関わりをもち、互いに助けたり、助けられたりしながら、地域の一員として「ふだんの暮らし」を安心して送れるような町づくりが「地域福祉」です。

どんなことをしているの？



地域での生活支援に向けた相談・支援活動をしています
・日常の家事
・子育て支援　等

地域の皆さんが地域福祉活動をできるよう支援しています

ボランティアをしてみたい方のお手伝いをしています

収入が途絶え生活に困っている方への支援をしています

認知機能が落ちた方、障害をお持ちの方の生活面での支援をしています



何か気になること、聞いてみたいことありましたら遠慮なく、お問い合わせください。

《お問い合わせ》
社会福祉協議会　池尻地区事務局（池尻まちづくりセンター内）
TEL:090-9818-3040　担当：さとう/おざわ